

「千曲市おくやみハンドブック」協働発行业務プロポーザルに関する質問への回答書

No.	表 題	質問事項	回 答
1	実施要領 2事業の概要(4)費用負担	「発行」とは、一般的に「完成物を納品する」と言う理解でよろしいでしょうか。	実施要領2事業の概要(4)費用負担のうち、「発行及び配布」が「完成物を納品する」という旨になります。
2	実施要領 2事業の概要(4)費用負担	①「配布先」とは、「納品場所 市民環境部市民課」様への納品でしょうか。 ②又、千曲市様が死亡時及び希望者様へ配布時に発生する費用負担の全ては「協働発行业務者」の負担でしょうか。	①ご認識の通りです。 ②死亡時及び希望者様への配布は市が行いますので、協働発行业務者の費用負担はございません。
3	実施要領 11 選考(2)評価項目	ハンドブックの編集、発行及び配布に係る費用についての評価はございますか。	ございません。
4	仕様書 3納品物の規格等	本冊子への広告掲載はmast(必ず掲載)と考えてよろしいでしょうか。	広告掲載は必須ではございませんが、実施要領に記載がありますように、市は一切の費用負担をしませんので、ご了承ください。
5	仕様書 3納品物の規格等	広告企業様は、千曲市様に所在地がある企業に限定されますか。	広告企業様の所在地に限定はございません。